

わな

マルチの罠



マルチ商法

ユキちゃん、バイトがんばってる？



それがね、あのバイトはもうやめちゃったの。
SNSで知り合ったゲーム仲間から、
メチャクチャいいバイトに誘われてね。
オンラインゲーム会社の有料会員になって、
そのゲームを人に紹介して会員を増やせば新規会員1人につき
5万円のボーナスがもらえるっていうのよ！
おまけに私の紹介で会員になった人たちが支払う月々の会費から
配当がもらえるっていうの。これって凄くない!?
私ってゲームが得意でしょ、だから・・・
コーヒースタンドのバイトがバカらしくなってやめちゃったの。
入会金は30万円でUSBかなにかを購入するんだけどね。



30万円って、ほんとに大丈夫かよ・・・

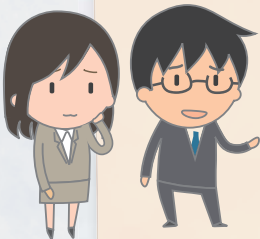


大丈夫よ、6人入会させるだけでモトが取れるわ。



マルチ商法というのは、このようなシステムで商品やサービスを購入させる商法です

- ① あなたが事業者Aと契約して会員になり商品を購入します。
- ② 次にあなたが事業者となって別のBと契約して会員になってもらいその商品をBに再販売します。
そのとき、あなたは売買代金の一部を元の事業者Aに支払います。
- ③ さらにBが事業者となってその商品をCに販売すれば、
今度はあなたが代金の一部を受け取ることができます。
このときあなたはCから受け取った代金の一部を元の事業者Aに支払います。
- ④ それから先は同じ要領でCがその商品をDに販売すればCはBに、Bはあなたに、
あなたは元の事業者Aにそれぞれ代金の一部を支払います。



このようなシステムをつかえば
だれでも簡単にお金をもうけることができるということなのですが・・・

考えてみよう このようなマルチ商法にはどんな問題がありそうだと思いますか？



ネットワークビジネス



ユキちゃん、2限目の講義終わったんだね! お化粧して、どこかいくの?



授業であてられたときに汗かいて、お化粧崩れちゃった。
このファンデーションとってもいいのよ。
地球環境に配慮して天然素材100%だし、広告とか出してないから
値段もビックリするぐらい安い。
私って、ほらサステイナビリティな人間じゃない?



「サスティ……?」



ヒロシくん、こないだのSDGsの授業聴いてなかったの?
持続可能性とかそんな感じで、自分だけじゃなくて
次の世代のことも考えようってことよ。
だから最近は洋服とかお化粧品は、そういうことを意識した
ブランドしか使わないようにしてるの。



へえ～なんか意識高い系なんだね……。そんなのどこで売ってるの。



それがね、私が会員になっている会社はそういう所にすごいこだわってて、
コマーシャルとかはやらずに口コミだけで広げていくの。
環境と人のつながりを大切にしてるってこと。
入会金は2万円だけど商品は会員価格で購入できるし、
自分が会員を増やしていけばそれだけでお金が入ってくるのよ。
私も始めてまだ1年だけどバイトとは別に毎月5~6万円稼いでいるわ。



ええっ! そんなに? それってなんだかヤバそう……



なに言ってるのよ失礼ね! ネットワークビジネス^{*}って言って学生でも
だれでも簡単に参入できる新しいスタイルのビジネスなのよ。
それよりヒロシくんヒゲ脱毛やったら?
今どきそんなんじゃ女の子にモテないわよ。



え? ボク………?



いまの一番人気はコレ! ちょっと高いけど、会員になったら半額よ!



.....



マルチ商法は法律(特定商取引法)では「連鎖販売取引」と呼ばれています。
「ネットワークビジネス」などいろいろな名称で勧誘してくるものがあるので
注意が必要です。



仮想通貨



やあヒロシ どうしたんだい？ なんだか元気ないなあ



実はともだちに「仮想通貨はもうかる」って言われて始めたんだけどさあ。それで10万円分の仮想通貨を購入すれば、毎月10%ずつ通貨が増えて、1年もたないうちに2倍になる。さらに誰かを入会させればボーナスももらえると誘われて契約しちゃったんだよ。



10万円って… よくそんな金あったなあ。



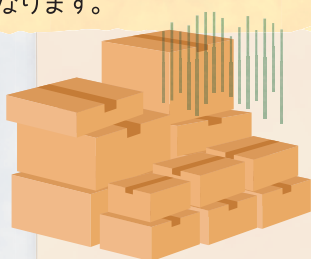
最初は、そんなお金はないって断ったんだよ。だけど10万円ぐらいなら、簡単に借金できて、半年で返済できると言われて… それで消費者金融で借りたんだ。でも実際にはほとんどもうかってなくて、借金も返済できてないんだ… もう退会したいんだけど……………



どうやってもうけるの？

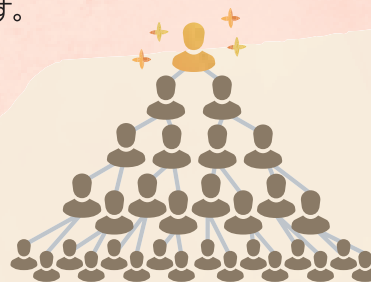
もしも、もうからないとどうなるの？

マルチ商法で「もうけ」をあげるためには、会員をたくさん増やし、その会員に商品を売らなければなりません。その会員が売るための商品も必要になりますので、たくさんの商品を先に購入しておく必要があります。結局マルチ商法で「もうけ」が出せなかった場合には**大量の商品**が在庫として残ります。また借金をして商品を購入した場合には、その**借金**も残ることになります。



本当にもうかるの？

どのような優れた商品でもそれを売って「もうけ」を出すことはとてもたいへんなことですよね。だからマルチ商法の「もうけ」は、結局のところ自分が誘った会員が払う紹介料から得られます。たくさん誘い込めばその分多くの利益が得られることになり、しかもシステムの上位にいるほどもうかります。実際にマルチ商法でもうけている人もいますが、そのほとんどは**システムの上位にいるごく少数**だけというのが実態のようです。



会員を誘うのって簡単？

新たに会員を増やすだけで簡単に… といいますが、実際にはどうなのでしょう。たいていの人は、だれかから急にビジネスの話をされて、そこに参加するように勧められれば警戒しますよね。マルチ商法ではほとんどの人が新規会員の獲得にたいへん苦勞しています。そこで多くの場合、家族や親戚、親しい友人などに入会をお願いすることになるのですが、なかには強引な勧誘をしたりして、**人間関係をこわしてしまったり居場所を失ってしまう**ことも少なくありません。たとえだれかに入会してもらえたとしても、その人に自分と同じリスクを負わせることになってしまうことに注意しなければなりません。場合によっては**あなたが加害者**と呼ばれることもあるのです。





チェーンメール



おいヒロシ なんだかおもしろそうなメールが届いたぜ!



え? どれどれ... 誰も気づかなかった、楽しんでもうかるウラワザ...?

イタリアの数学者がメールを送るだけで簡単にお金持ちになれる方法を発明しました。なんと出資は500円のみ! 方法は超簡単!一緒にハッピーになりましょう。

① まずは次の5人の口座に100円ずつ振り込む

- A 山太郎 ○○銀行 ○○支店 普通xxxxxxxx
- B 川花子 ○○銀行 ○○支店 普通xxxxxxxx
- C 崎次郎 ○○銀行 ○○支店 普通xxxxxxxx
- D 島早希 ○○銀行 ○○支店 普通xxxxxxxx
- E 田三郎 ○○銀行 ○○支店 普通xxxxxxxx

② 次にリストの1番目(A山太郎)を削除して5番目にキミの氏名と口座番号を記入する

③ あとはできるだけ多くの人にそのメールを送信!

ハイッ! たったこれだけで完成です。明日からドンドンお金が入ってくるよ。どうしてだかわかるかな?

仮にあなたのメールを見た人のうち10人がそれぞれ振込とメール送信をしてその先の10人も振込とメール送信を繰り返すとすると...

- リストの4番目になったら 10人×100円=1,000円
- 3番目になったら 100人×100円=10,000円
- 2番目になったら 1000人×100円=100,000円
- そして 1番目になったら 10000人×100円=1,000,000円

もうわかるよね

そう、これは1分でも早く参加した人がトクをするのです。

さあ、あなたもすぐ!



すげー! でもこれって犯罪とかにならないの?



なんで人にお金振り込んで犯罪になるんだよバ~カ

まあ騙されても500円だったらいいか!

ネズミ講は犯罪

これはマルチ商法とよく似たシステムですが、ネズミ講(無限連鎖講)とよばれる犯罪です。ネズミ講にはマルチ商法のような商品がないのが特徴です。

「最初に入会金を払って下さい。そして、あなたは3人の人を勧誘して下さい。その人が会員になると会費の一部が、紹介料としてあなたに支払われます。その人がさらに会員を増やすと、あなたに紹介料が入ります。だから絶対稼げるシステムです。」というようなシステムです。仮に「1人が3人を勧誘して下さい」というルールで人を集めようとして、16代目で会員数がおよそ1億2900万人に達します。つまり日本の全人口が会員になってしまいシステム自体が崩壊することは明らかです(最後の人は利益を得られない)。

このようなネズミ講は法律で犯罪として禁止されています。絶対に関わらないようにしましょう。



マルチ商法は違法ではないの？



マルチ商法自体は犯罪ではありません。

マルチ商法は、紹介料(マージン)を受け取る“組織的な”販売方法という点ではネズミ講と同じですが、「商品・サービスを販売する」という点でネズミ講とはちがいます。システムを維持できる可能性があることからマルチ商法自体は法律では禁止されているわけではありません。もともとマルチ商法は、「この商品いいね!」と納得した客が知り合いにその商品を紹介してもらうことで販売数を増やしていこうという商法だったんですよ。



それじゃあマルチ商法には 問題ないということでしょうか？



もちろん犯罪ではないからといって、問題がないわけではありません。

マルチ商法のシステムを使って金もうけのための人集めを第一とする団体が出現し、ネズミ講と同じような被害が増加することになったんですよ。そこで**マルチ商法を厳しく規制して消費者被害が生じないように予防する法律**がつけられたんです。(規制の内容は次のページをみてね。)



規制を守れば だいじょうぶなんじゃないの？

考えてみよう

なるほど、それでは次の2つのことについて考えてみましょうか

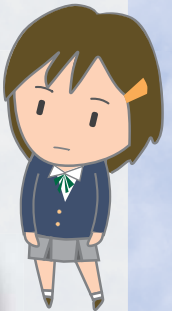
① 厳しい規制を守りながらお金を稼ぐことは簡単なことかな？

そもそも会員を誘ってお金を稼ぐことは決して簡単なことではありません。厳しい規制を守りながらだとさらに難しいのではないのでしょうか。



② 気付かずに法律に違反してしまう心配はないかな？

入会した団体に問題のある団体だった場合、自分が購入した商品の代金の回収をあきらめるだけでは済みません。契約をした責任はあくまで自分自身でとらなければならないのです。法的責任、社会的責任をすべて会社や勧誘した人に負わせて、なかったことにすることはできないということを知っておきましょう。



マルチ商法に対する規制を見てみよう！

マルチ商法(連鎖販売取引)は特定商取引法という法律で以下のように厳しく規制されています。

(1) 禁止行為

- ① 「商品の品質・性能」、「紹介料やマージンなどのルール」、「契約解除の方法」など**大切なことについて嘘の説明**をしてはいけません。
- ② 勧誘の時や契約を結ぶ時に**相手を脅したり、困らせたり**してはいけません。
- ③ **一般の人が出入り不可能な所(特定の人しか入れないビルや密室など)**で勧誘してはいけません。
- ④ 商品の広告をするときは**事実と違ったことを書いたり、大げさに広告**をしてはいけません。

(2) 書面交付の義務

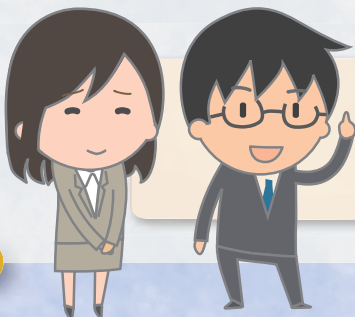
マルチ商法の契約を結ぶときは「**概要書面**」(商品の性質、性能、品質に関する重要な事項・販売価格などの販売条件・契約解除の条件など大切な事を書いた書面)と「**契約書面**」(契約を結んだこと、その契約の内容を明らかにした書面)を渡さなければなりません。



これらのルールを破ったら、業者に行政処分が下されたり、罰則が課せられたりします。

マルチ商法の被害を抑えるためのルール

- (1) マルチ商法の契約は**クーリング・オフ**ができます。
クーリング・オフができる期間は書面を受け取った日から**20日間**と訪問販売などの場合(8日間)よりも少し長く設定されています。
(→ 右のページを見てみよう)
- (2) クーリング・オフ期間(20日間)の**経過後でも**、会員として**退会**し、さらに以下の条件を全て満たしていれば商品販売契約を**解除**することもできます。
 - ① 契約後1年を経過していないこと
 - ② 引き渡しを受けてから90日を経過していない商品であること
 - ③ 商品を再販売(他人への転売)していないこと
 - ④ 商品を使用し、消費(化粧品の使用等)していないこと
 - ⑤ 自らの責任で商品をなくしたり、壊したりしていないこと
- (3) 以下の行為があれば、契約を取り消すことができます。
 - ① 事実と違うことを言われて、その事実を本当だと思い込んだとき
 - ② 相手方がわざと事実を伝えず、そのような事実が存在しないと自分が思い込んだとき

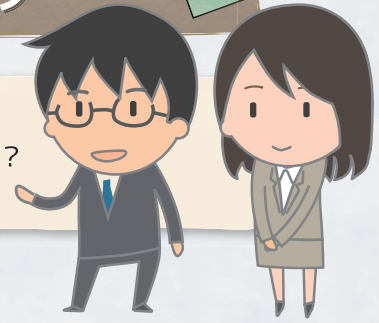


たとえ友人からの誘いであっても、**必要ないと思ったらきっぱりと断ることが大事だね**



マルチ商法のクーリング・オフ

クーリング・オフは消費者被害防止の決め手です。
中学校の家庭科でも学習したと思いますが覚えていますか？
少し復習してみましょう。



契約には拘束力というものがあります

これは一度結んだ契約の内容は守らなければならない、実現しなければならないということです。そして、この契約は、理由なく一方的に解除することはできないのです（相手の合意などがあれば解除することができますよ）。

ところがクーリング・オフの制度を使えば・・・

契約解除の例外としてマルチ商法（連鎖販売取引）の加入者は**20日以内であれば理由を問わず一方的に契約を解除することができる**のです（訪問販売などの場合には8日以内）。これがクーリング・オフ制度です。

クーリング・オフの使い方

クーリング・オフを使う場合には書面の通知によって行うこととされています。つまり**ハガキに必要な事項を書いて送ればOK**です。たったこれだけです。ただしハガキの内容については書籍やインターネットで調べたり、詳しい人に相談するなどして正確に書く必要があります。

いつから数えて20日以内？

消費者がよく分からないまま契約してしまうことのないように、事業者は消費者に「概要書面」（契約前）と「契約書面」（契約後）という2つの書面を渡すことが義務づけられています。

20日間のクーリング・オフ期間は**この2つの書面が消費者に渡されたときからスタート**します。この2つの書面が渡されていない場合や、渡されていても不備がある場合には**20日の期間の制限を受けことなくいつでもクーリング・オフが使えます**。

考えてみよう

18歳から成人になるってどういうこと？

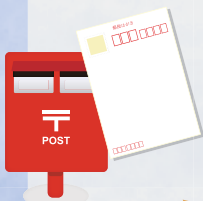
2022年（令和4年）4月1日からは、それまで20歳だった成年年齢が18歳に引き下げられます。一体どういうことかわかりますか？ ちょっと考えてみてください。

【保護がなくなる】

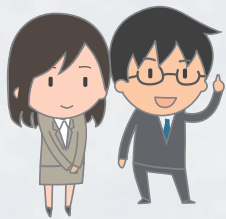
民法という法律では、未成年者が親権者の同意を得ずにした契約は原則として取り消すことができることとされています。そのためマルチ商法の事業者も未成年者との契約は避ける傾向にあります。つまり未成年者は見えないバリアのようなもので守られているのです。18歳で成人になるということは、つまりその見えないバリアがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられるということです。マルチ商法などの消費者被害がこの世代で増えないか心配されています。

【社会の一員として】

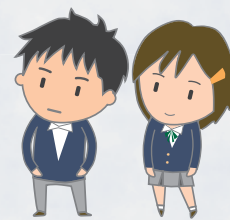
一方、成人になるとクレジットカード作成などの契約も親権者の同意がなくても結べるようになります。先に18歳以上に引き下げられた選挙権年齢と合わせ、若者の社会への参加を促しているともいえますね。



考えてみよう



ここまでマルチ商法のしくみや問題点、マルチ商法が法律上どのように取り扱われているのかなどについて見てきました。いかがだったでしょうか？ここからはみなさんが考える番です。



マルチ商法について 次のようなテーマで話し合ってみましょう

テーマ1

マルチ商法の被害をなくすために、きみたちにできることはありませんか？次の視点から考えてみよう。

- ① マルチ商法の被害にあってしまったら（あるいは加害者になってしまったら）どうしたらいいと思いますか？
- ② マルチ商法の被害はどういった制度・きまりで防げると思いますか？
- ③ マルチ商法でだれかに勧誘された人はどのように感じると思いますか？
- ④ マルチ商法でだれかを勧誘した人は幸せになると思いますか？

テーマ2

マルチ商法の被害がなくなるのはどうしてだと思いますか？次の視点から考えてみよう。

- ① マルチ商法はもうかりそうだと思いますか？だれがもうかると思いますか？
- ② マルチ商法の被害にあってしまう（あるいは加害者になってしまう）のはどんなときだと思いますか？
- ③ なぜ私たちは、お金が欲しいのでしょうか？

制作 近畿司法書士会連合会 法教育推進委員会 2021年3月29日発行

この教材は、近畿司法書士会連合会のウェブサイトでも公開しています。
<http://www.kinshiren.com/contents/houkyoiku/tutorial.html>



この教材は授業などの副教材としてまたはプリントや試験などに加工してお使いいただけます。この場合には個別の使用許諾のご連絡は不要です。ただし授業以外の目的での使用や学校以外で使用を希望される場合は著作権者である近畿司法書士会連合会まで使用の可否をお問い合わせください。